第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td colspan="3">那覇市高齢者在宅生活支援条例に基づくサービス（可否）決定</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td colspan="3">那覇市高齢者在宅生活支援条例第4条
那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則第3条1項及び2項</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処分基準</td><td colspan="4">■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)
□無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">公表　■する　□しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)
別紙参照</td></tr>
<tr><td colspan="2">処分基準
設定年月日</td><td>平成12年3月31日</td><td>処分基準
最終変更年月日</td><td>R3年　4月　1日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="3">福祉　部　ちゃーがんじゅう　課</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注　処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

○那覇市高齢者在宅生活支援条例

(利用の許可)

第４条　高齢者在宅生活支援事業を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

○那覇市高齢者在宅生活支援条例施行規則

(利用の申請等)

第３条　条例第４条本文の許可を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査し、利用の可否、利用時間、利用回数等を決定し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。